

○財務省告示第五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二五トン
四	二三、一七八トン
五	一、三七七トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
三六二トン	一、〇一六トン	一三、六八七トン	一三二、五三九トン	一一、一八二トン	四一三トン	四四〇、二一八トン	一、〇六〇、一三五トン	五、〇三〇、八三八トン	六六、五八三トン	一〇、六四九トン	六、二三六トン	三五、三三三トン	一二トン	一九トン	九トン

二九	五〇四トン
二八	三トン
二七	一二、四二五トン
二六	四、〇三六トン
二五	〇トン
二四	一八トン
二三	四、九九六トン
二二	七一三トン
二一	二〇、二一六トン